

2016年2月

反社会的勢力と信用保証契約の錯誤無効

信用保証協会による信用保証付きの融資が実行された場合において、主債務者が反社会的勢力であることが判明した場合に、信用保証協会が保証契約の錯誤無効を主張することができるかという問題について、平成28年1月12日、消極的な判断を示した最高裁判決が出ました（平成26年（受）第266号、平成26年（受）第2365号、平成26年（受）第1351号、平成25年（受）第1195号。以下、併せて「本判決」といいます。）。そこで、本判決の解釈及びその影響が話題となっています。

本稿では、本判決の解釈及びその影響等について概略をご説明いたします。

1 これまでの裁判例

(1) はじめに

これまで、保証契約締結後に主債務者が反社会的勢力であることが判明した場合に、信用保証協会による保証契約の錯誤無効の主張の当否が争われた裁判例は、今回の最高裁判例の原審及び原々審も含め、多数公表されてきました。保証契約の錯誤無効を認めたもの、認めなかったもので分けると、次のとおりとなります。

(2) 肯定例

保証契約の錯誤無効を肯定した裁判例は以下のとおりです。

①	神戸地姫路支判平成24年6月29日金商1396号35頁
②	東京地判平成25年4月23日金商1422号23頁
③	東京高判平成25年10月31日金商1429号38頁（②事件の控訴審判決）
④	東京地判平成25年8月13日金商1435号38頁

⑤	東京高判平成25年12月4日金商1435号27頁（④事件の控訴審判決）
⑥	東京地判平成26年3月24日金商1459号44頁
⑦	東京高判平成26年8月29日金商1459号39頁（⑥事件の控訴審判決）
⑧	東京高判平成27年3月25日金商1469号49頁（③事件の控訴審判決）

各裁判例は、概ね、主債務者が反社会的勢力でないことが、金融機関及び信用保証協会との間で当然の前提となっているか、この点に関して信用保証協会の動機が黙示に表示されているため、保証契約に係る法律行為の要素に錯誤があり、民法95条に基づき無効になるとしています。

(3) 否定例

保証契約の錯誤無効を否定した裁判例は以下のとおりです。

⑨	東京地判平成25年4月24日金商1421号36頁
⑩	東京高判平成26年3月12日金商1439号36頁（⑨事件の控訴審判決）
⑪	松江地判平成26年2月3日金商1446号54頁
⑫	広島高松江支判平成26年9月10日金商1453号34頁（⑪事件の控訴審判決）
⑬	さいたま地判平成26年10月23日金商1469号53頁

各裁判例は、保証契約締結後に主債務者が反社会的勢力であることが判明した場合に保証契約の効力が否定されるというリスクを金融機関が引き受けることについて同意していないことから、主債務者が反社会的勢力ではないという動機に関する錯誤は、法律行為の要素の錯誤には当たらないとしています。

(4) 折衷例

以上の他に、信用保証に至る経緯から金融機関經由保証と、信用保証協会斡旋保証とに二分し、前者については、信用保証協会の錯誤無効の主張を認め、

【監修者】 弁護士 中森 亘
wnakamori@kitahama.or.jp

【執筆者】 弁護士 太田 慎也
sota@kitahama.or.jp

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニュースレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130-9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

後者については、錯誤無効の主張を制限するものもありません。

⑭	大阪高判平成 25 年 3 月 22 日金商 1415 号 16 頁 (①事件の控訴審判決)
---	--

2 本判決の内容

(1) 錯誤無効の抗弁

さて、今般の本判決は、以下のとおり、③事件、⑦事件、⑩事件及び⑭事件の上告審になります。

	事件番号	原審
⑮	平成 26 年 (受) 第 266 号	③事件
⑯	平成 26 年 (受) 第 2365 号	⑦事件
⑰	平成 26 年 (受) 第 1351 号	⑩事件
⑱	平成 26 年 (受) 第 1195 号	⑭事件

そして、いずれも、主債務者が反社会的勢力でないという信用保証協会の動機が明示又は黙示に表示されていたとしても、信用保証協会及び金融機関の意思解釈上、これが保証契約の内容になっていたとは認められないとして、信用保証協会の保証契約の意思表示に要素の錯誤はないと判断されています。その理由は、次のとおりです。

- ㉑ 保証契約は主債務者がその債務を履行しない場合に保証人が保証債務を履行することを内容とするものであり、主債務者が誰であるかは同契約内容である保証契約の一要素となるものであるが、主債務者が反社会的勢力でないことはその主債務者に関する事情の一つであって、これが当然に同契約内容となっているということとはできない。
- ㉒ 金融機関は融資を、信用保証協会は信用保証を行うことをそれぞれ業とする法人であるから、主債務者が反社会的勢力であることが事後的に判明する場合は生じ得ることを想定でき、また、その場合に信用保証協会が保証債務を履行しないこととするのであれば、その旨を予め定めるなどの対応を採ることも可能であった。それにもかかわらず、保証契約にその場合の取扱いについての定めが置かれていないことからして、主債務者が反社会的勢力でないということについては、この点に誤認があったことが事後的に判明した場合に保証契約の効力を否定することまでを金融機関及び信用保証協会の双方が前提としていたとはいえない。
- ㉓ 保証契約が締結され融資が実行された後に初めて主債務者が反社会的勢力であることが判明した場合には、既に主債務者が融資金を取得している以上、社会的責任の見地から、債権者と保証人において、できる限り融資金相当額の回収に努めて反社会的勢力との関係の解消を図るべきとはいえ、両者間の保証契約について、主債務者が反社会的勢力でないということがその契約の前提又

は内容になっているとして当然にその効力が否定されるべきものとはいえない。

(2) 保証契約違反の抗弁

さらに、⑮事件、⑯事件及び⑰事件では、信用保証協会が、錯誤無効の主張が認められない場合に備えて、金融機関との間の信用保証に関する基本契約上の「『保証契約に違反したとき』は、信用保証協会が金融機関に対する保証債務の履行を免れる」旨の定め（以下「本件免責条項」といいます。）に基づき、反社会的勢力に対する融資でないことは保証契約の内容になっているとして、保証債務の免責を主張していました。最高裁は、この点につき、⑰事件において、概ね次のとおり判示しました（⑮事件及び⑯事件は、原審が錯誤無効と主張を認めていたため、最高裁は、その判断に法令の解釈適用の判断を誤った違法があるとして、保証契約違反について触れることなく、差し戻しています。）。

すなわち、「主債務者が反社会的勢力でないことそれ自身が金融機関と信用保証協会との間の保証契約の内容にならないとしても、金融機関及び信用保証協会は、基本契約上の付随義務として、個々の保証契約を締結して融資を実行するのに先立ち、相互に主債務者が反社会的勢力であるか否かについてその時点において一般的に行われている調査方法等に鑑みて相当と認められる調査をすべき義務を負うというべきである。そして、金融機関がこの義務に違反して、その結果、反社会的勢力を主債務者とする融資について保証契約が締結された場合には、本件免責条項にいう金融機関が『保証契約に違反したとき』に当たると解するのが相当である。」とした上で、「金融機関が上記の調査義務に違反して、その結果、保証契約が締結されたといえる場合には、信用保証協会は、本件免責条項により信用保証契約に基づく保証債務の履行の責めを免れるというべきである。そして、その免責の範囲は、上記の点についての信用保証協会の調査状況等も勘案して定められる」というものです。

3 本判決の解釈及びその影響

(1) 動機の錯誤と民法 95 条

まず、民法 95 条は、表意者が「表示の錯誤」を犯した場合に、法律行為が無効となることを定めたものであり、表意者が「動機の錯誤」を犯した場合については、原則として、適用の対象外ですが、判例上、動機が相手方に表示されて法律行為の内容となり、もし錯誤がなかったならば表意者がその意思表示をしなかったであろうと認められる場合には、動機の錯誤も民法 95 条に基づき法律行為の無効を

来すとされています（最判昭和 37 年 12 月 25 日 訟月 9 卷 1 号 38 頁、最判平成元年 9 月 14 日判時 1336 号 93 頁）¹。

そして、本判決は、以上の判例理論を踏まえ、第一に、㊸において、「主債務者が誰であるか」は保証契約の内容となるものの、「主債務者が反社会的勢力でないこと」は保証契約において「動機」を構成するものに過ぎず、当然に保証契約の内容となるものではないと判示しました。

その上で、㊸において、金融機関及び信用保証協会はいずれも法人であり、主債務者が反社会的勢力であることが事後に判明した場合の措置について保証契約上定めることができたものの、その点が定められていないことからして、主債務者が反社会的勢力であることが事後に判明した場合に、保証契約の効力を否定することまでを双方が前提としていたわけでもないと判示しました。また、㊸において、社会的責任の見地から、反社会的勢力である主債務者から金融機関と信用保証協会ができる限り融資金相当額の回収に努めて反社会的勢力との関係の解消を図るべきとしても、保証契約において主債務者が反社会的勢力でないということが契約の前提や内容になるわけではないと判示しました²。すなわち、動機が表示されて法律行為の内容となったものではないと判断されたこととなります。

以上の判示内容は、これまでの動機の錯誤に係る判例理論と整合し、妥当なものといえます。本判決を前提とすれば、現在の保証契約を前提とする限り、金融機関から保証債務の履行を求められた信用保証協会は、錯誤無効の抗弁により対抗することはできないことが明らかになったといえます。

（2）金融機関による主債務者の属性調査

⑰事件に対する判示からすると、「主債務者が反社会的勢力であるか否かについてその時点で一般的に行われている調査方法等に鑑みて相当と認められる調査をすべき義務」を金融機関が怠った場合には、本件免責条項に該当することとなります。これにより、金融機関は、金融庁による処分だけでなく、信用保証協会の保証債務が免責される可能性（ひいては回収不能のリスク）を意識して、主債務者の属性を調査する必要が生じたといえます。具体的にどの程度の調査を実施していれば、本件免責条項に該当しないのかという点については、⑮事件、⑯事件及び⑰事件が原審に差し戻されたこともあって、今後の高裁・最高裁の判断に委ねられることとなりますが、金融機関としては、独自に蓄積したデータの他、各都道府県に設置されている暴追センターを通

じるなどして、進んでより多くの情報を収集し、慎重に判断することが求められます。

また、全国銀行協会は、平成 25 年 11 月 14 日、「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について」を公表し、「銀行界と警察庁のデータベースとの接続についても、警察庁・金融庁・銀行界の実務者間で、継続的に検討する」としていました³。その後、平成 27 年 2 月 19 日には、記者会見にて、融資先が反社会的勢力であるかどうかを確認するため、加盟行が預金保険機構を通じて、警察庁が保有するデータベースの情報を照会できるシステムを作ると発表しました⁴。今後、当該システムが完成した場合、金融機関としては、主債務者の属性調査にあたり、警察庁が保有するデータベースの情報の照会も必要になるものと考えられます。

なお、仮に金融機関が調査義務を怠ったと判断された場合でも、信用保証協会が保証債務を免れるのは、金融機関による調査義務懈怠の結果、信用保証協会と金融機関との間で保証契約が締結された場合であるとされています。つまり、本件免責条項による信用保証協会の保証債務の免責が認められるためには、金融機関による調査義務の懈怠と保証契約の締結との間に因果関係を要するということです。ゆえに、金融機関が調査義務を怠っていなくても、信用保証協会が反社会的勢力を主債務者とする保証契約を締結したといえる場合には、信用保証協会は保証債務の免責を主張できないこととなります（例えば、主債務者が反社会的勢力であることを信用保証協会が確知していたにもかかわらず、あえて保証契約を締結した場合などです）。さらに、⑰事件に対する判示内容からすれば、かかる因果関係の観点から、信用保証協会の保証債務の免責の範囲は、主債務者の属性についての信用保証協会の調査状況等も勘案して判断することとされています。このように、信用保証協会から本件免責条項の適用を主張された場合であっても、金融機関としては、相当な調査義務を履行した旨主張すべきことは勿論のこと、保証債務の履行を求めるため、又は免責の範囲を縮減するため、主債務者の属性についての信用保証協会の調査状況等を主張立証することとなります。

4 最後に

本判決は、いずれも錯誤無効の抗弁を認めず、保証契約違反の抗弁が主張されていない⑩事件を除き、保証契約違反の抗弁につき審理を尽くすため、事件を原審に差し戻しました。今後、保証契約違反の抗弁について、高裁・最高裁の具体的な判断が待たれるところ



ですが、その判断内容の重要性に鑑み、取り急ぎ、以上のとおり紹介させていただきました。

以 上

- i 動機は、通常、法律行為の内容にはなりません。そのため、例えば、佐久間毅『民法の基礎 1 総則〔第 3 版〕』155 頁以下（有斐閣・2008 年）は、「動機が意思表示の内容になる」という意味を、本来、表意者が引き受けるべき動機の誤りの危険を相手方に法律行為の無効という形で引き受けさせるというものと解しています。
- ii 佐久間毅「信用保証協会による保証と錯誤無効」金融法務事情 2035 号 20 頁以下も、金融機関と信用保証協会の双方が負う反社会的勢力との関係遮断の社会的責任が、反社会的勢力でない者同士の間での契約の無効を導く理由は明らかでないとしています。
- iii 全銀協ホームページ（<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/news/detail/nid/3307/#search>）。
- iv 全銀協ホームページ（<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/news/detail/nid/4531/#search>）。但し、システムの開始時期については、調整中であるため確定的なことは言えないとされています。また、預金保険機構は、現に特定回収困難債権買取業務によって暴力団情報を取り扱っており、また、預金保険法によって守秘義務を課せられていることから、同機構が暴力団情報の照会業務を行う機関として相応しいと考えられ、同機構を通じるシステムが検討されているとのことです。

当事務所では、従来型の融資案件のみならず、資産流動化や不動産投資私募ファンド、VC・ファイナンス、種類株式等を利用したエクイティ・ファイナンス、メザニン・ファイナンス、事業再生案件におけるDESやDDS、エグジット・ファイナンス等の幅広いファイナンス分野において、法的助言・分析・評価、ストラクチャー組成、SPV設立、ドキュメンテーション、債権回収、交渉・裁判対応、業規制に関する行政対応・検査対応等の業務を行っております。

本ニュースレターは、これらの業務に携わっている当事務所所属の弁護士が執筆者となり、ファイナンス法に関する新しい情報を発信するものです。皆様の日々の業務に、ぜひご活用ください。

ファイナンス・プラクティスチーム（担当パートナー 中森 亘／谷口明史／堀野桂子）